

北上川旭橋～開運橋間の河川空間を活用した民間事業

事業イメージ

1 対象区域（事業場所）の概要

(1) 北上川旭橋～開運橋間の河川空間について

本調査において対象区域とした旭橋から開運橋の河川敷等は、JR・IGR 盛岡駅から徒歩で3分ほどの距離にあり公共交通機関によるアクセスが便利な場所です。

本市では、「盛岡地区かわまちづくり計画（別紙2-1参照）」に基づき、市民・地域団体、民間事業者及び国土交通省と協力しながら、北上川と中津川の河川空間を活用することでまちなかの賑わい創出や観光振興につなげる多くの取組を進めており、令和3年度には河川空間活用の基盤となる低水護岸（階段、船着場）や河川管理用通路が国土交通省によって整備されました。

また、対象区域には都市公園「木伏緑地」が隣接しており、令和元年度から始まったPark-PFI 事業により民間収益施設と公衆用トイレが整備され、河川空間に整備された低水護岸等との相乗効果により多くの市民、観光客が訪れる空間となっています。

なお、令和4年度には対象区域を含む「盛岡地区かわまちづくり」の取組が「地域を流れる川を活かして賑わいを創り出し、他の模範となる先進的な取組」として、国土交通大臣から「令和4年度かわまち大賞」の表彰を受けております。

(2) 所在地

盛岡市盛岡駅前通 11 番、12 番、17 番地内

(3) 詳細情報 ※別紙3 - 1 参照

■面積 約 7,700 m²

(内訳) ①高水敷部 約 6,600 m² (遊歩道部分 約 500 m²含む)

②河川管理用通路部 約 1,100 m²

■現況 ①草地、②アスファルト舗装

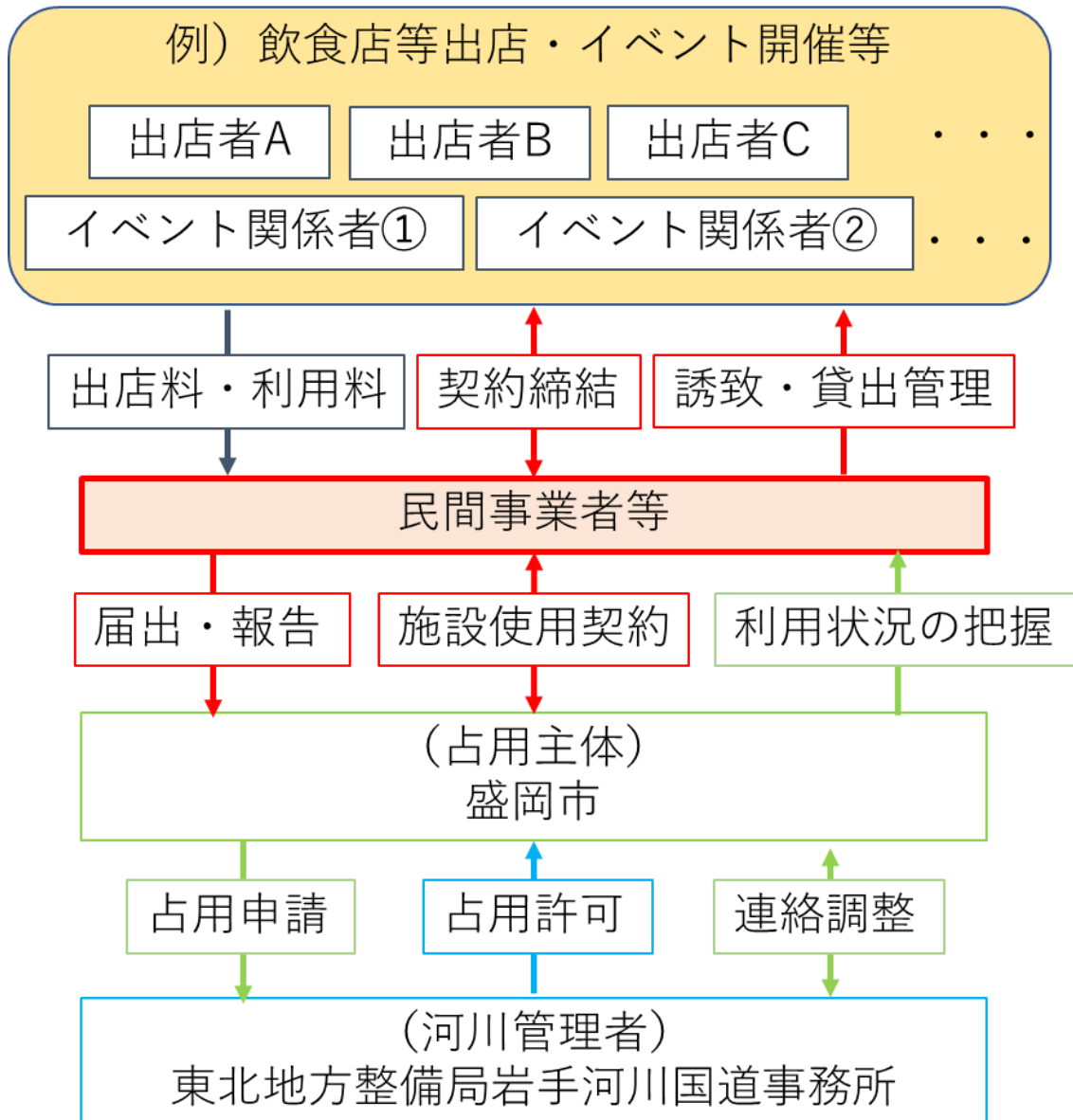
■その他関連情報

令和3～5年度の対象区域（周辺も含む）における「一時占用許可」または「一時使用の届出」を伴う河川空間を活用した事業等の実績（別紙2 - 2参照）

2 事業体制

本事業は、本市が対象区域の河川管理者である国土交通省から占有許可を受け、民間事業者等と使用契約を締結して実施するため、事業の体制は下図を想定しています。

なお、本市は、施設使用契約を締結する民間事業者等へ対象区域を無料で使用させるものとします。



※民間事業者等は、上記の他、収益事業などを直接実施することが可能です。

3 事業内容

民間事業者等が担う事項は次のとおりです。なお、下記（２）及び（３）の遂行については、他者への委託実施を可とします。

（１）対象区域の活用

- ・対象区域内におけるイベント等の企画、運営
- ・対象区域内におけるイベント等実施希望者の募集、誘致及び対象区域内の使用に関する調整、管理

（２）対象区域の維持管理

- ・対象区域内の除草作業

対象区域においては、国土交通省が現在行っている除草作業の内容に準じて、概ね５月と８月の年２回は除草、集草及び処分を行ってください。また、利用希望の状況、内容によっては民間事業者等の判断により適宜作業を行ってください。

- ・日常の美観維持活動（ごみ拾い等）
- ・河川管理用通路の除雪作業

緊急対応等が必要な場合に備えて、積雪により通行に支障が出る場合は、最低で車両が一台通れる程度の幅の除雪作業を行ってください。

- ・その他、河川管理者や本市の指示に基づく管理作業

※除草範囲及び除雪範囲のイメージは別紙３ - ２を御参照ください。

（３）その他

- ・事業評価や分析に必要なデータ（利用者数、出店者やイベント関係者の売上）の収集、管理
- ・事業の収支報告（年１回）
- ・想定される災害等緊急時及び事故等発生時の対応体制策定

○災害等緊急時

ア 気象警報が発表された場合

イ 四十四田ダム放流により北上川が増水し、高水敷まで浸水するおそれがある場合

ウ 北上川上流洪水予報が発表された場合

エ 市内で震度４以上を観測した場合

○事故等発生時の関係機関等（例）

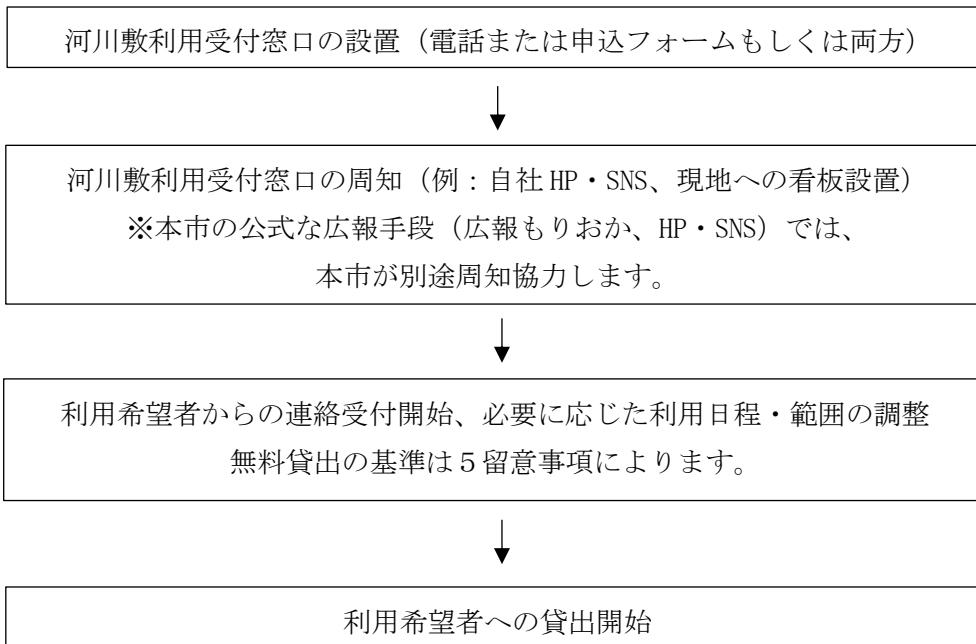
盛岡市役所、盛岡西警察署、盛岡中央消防署、高度救命救急センター、

岩手河川国道事務所盛岡出張所など

- ・対象区域内の使用、維持管理等により生じた苦情、要望等への対応
- ・事業実施において必要な保険への加入

- ・河川敷利用受付窓口の設置及び周知、利用スケジュールの調整 ※

※イメージ



4 本市の業務内容

- ・対象区域の占用主体として河川管理者との連絡調整
- ・本市公式 HP、SNS 等による事業内容の周知協力
- ・河川利用状況の把握

5 留意事項

- ・対象区域においては、原則として簡易に移動できる物のみ設置可能であり、建築物の新設は原則としてできません。
- ・使用契約期間については、河川敷地占用許可準則（河川空間のオープン化活用事例集参照）に基づく最大の占用許可期間は10年とされていますが、当初の使用契約期間は3年を想定しています。その後の契約については、期間中の管理活用実績を総合的に判断して更新を行うか決定します。
- ・次の場合は無料での使用を許可してください。また、アまたはイの場合は、本市が窓口となり事前に協議しますので、開催に協力してください。
 - ア 国、地方公共団体が主催又は共催するもの
 - イ 国、地方公共団体が実行委員会等の委員となり行うもの
 - ウ 公共性、公益性があり、かつ非営利のもの（町内会、子ども会等による使用）
- ・対象区域内に給排水、電気、ガス設備はありません。

- ・原状回復義務は事業予定者が負いますので、施設の状態に影響を与える可能性の使用方法は最小限としてください。

6 禁止事項

- ・一般利用者を著しく妨げる使用
- ・住宅地に近接しているため、悪臭、騒音などが発生する迷惑行為
- ・河川の水質や水生生物に悪影響を及ぼす行為
- ・公序良俗に反する使用（本市の判断によります）
- ・施設や設備に損傷を与える使用
- ・暴力団等※による使用を認めること

※暴力団等とは、①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、②暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団の構成員等」）の統制の下にある法人等、及び③その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう）が暴力団の構成員等である法人等を指す。

7 参考資料

河川空間のオープン化活用事例集（抜粋版）